名称　階上灯台
位置
所在地　青森県三戸郡階上町（小舟渡）
北緯　四〇―二七―〇五
東経　一四一―四〇―五五
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十六年九月三日

名称　鬼沢港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大船渡市（首埼灯台の西南西方約九・三キロメートル）
北緯　三九―〇五―二四
東経　一四一―四八―四五
変更した事項
名称　鬼沢港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（鬼沢港東防波堤外端）
北緯　三九―〇五―二一
東経　一四一―四八―四二
塗色及び構造　白色　塔形
灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・一メートル
変更年月日　平成二十六年九月六日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　宇部岬港沖防波堤東灯台
位置
所在地　山口県宇部港（宇部岬港沖防波堤東端）
北緯　三三―五五―二四
東経　一三一―一五―四一
変更した事項
高さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十六年九月九日

名称　徳山下松港出光興産第一号係留用施設灯
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（岩島灯台の北東方約一・二キロメートル）
北緯　三三―五九―三二
東経　一三一―四五―四〇
変更した事項
位置
所在地　山口県徳山下松港第三区（岩島灯台の北東方約一・二キロメートル）
北緯　三三―五九―三一
東経　一三一―四五―四二
記事　出光興産株式会社徳山事業所管理
変更年月日　平成二十六年九月十一日

名称　若松航路第七号灯標
位置
所在地　関門港若松区（若松洞海湾口防波堤灯台の南西方約二・六キロメートル）
北緯　三三―五五―三六
東経　一三〇―四九―四四
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十六年九月十一日
記事　一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　新潟港西区西突堤灯台
位置
所在地　新潟県新潟港西区（西突堤外端）
北緯　三七―五七―三二
東経　一三九―〇四―〇八
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十六年九月十一日

○関東地方整備局告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十六年十一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第十九号東京都市計画公園事業第八・八・四号清澄公園

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第十九号、平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号、平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号、平成二十二年関東地方整備局告示第百四十六号及び平成二十五年関東地方整備局告示第百八十三号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続きが保留される事業地　東京都江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月六日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　大町都市計画道路事業三・四・四号中央通り線

三　事業施行期間　自平成二十六年十一月六日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　長野県大町市大町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月六日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
西尾市江原町古川新田六五番一から同市小島町永吉五一番まで	前	四二・一メートル～六〇・〇九メートル
	後	四五・三キロメートル～六〇・一八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所